

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

六ヶ所村

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 村北部地域

#### (1) 現況

本地域は横浜町との境界にある山脈に近いため緩傾斜地域を含んでおり、林地の割合も高く、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 村中央部地域

#### (1) 現況

本地域は、豊かな水資源を活用した稲作地帯であるが、減反政策の推進により、近年牧草への転作田が増加している。また、国・県営事業で国有林を造成し、大規模な農業団地が形成されている。しかし横浜町との境界付近は北部地域と同じく緩傾斜地域を含んでおり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 村南東部地域

#### (1) 現況

本地域は、豊かな水資源を活用した稲作地帯と冷涼な気候を生かした根菜類を主体とした畑作地帯が並立する、村の耕種農業の基幹地域である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面

的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 4. 村南西部地域

##### (1) 現況

本地域は、戦後の開拓事業入植者による酪農経営が盛んなことから、広大な牧草地帯となっている。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	村北部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	村中央部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	村南東部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	村南西部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

#### (1) 対象農用地の基準

##### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とする

ことができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法による指定地域

イ 対象農用地

(ア) 勾配が田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上である農用地（急傾斜農用地）は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地（緩傾斜農用地）

b 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、村長が認定する者とする。